

第33回通常総会議案

と き：平成11年6月7日（月）

ところ：八丁堀 シャンテ

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	-----	1
第1号議案	平成10年度会務報告及び重点目標とその対応について -----	2
	平成10年度会務報告 -----	2
	平成10年度重点目標とその対応 -----	3
第2号議案	平成10年度歳入歳出決算について -----	6
	歳入の部 -----	6
	歳出の部 -----	7
	監査意見書 -----	8
第3号議案	平成11年度活動方針（案）及び重点目標（案）、 事業計画（案）について -----	9
	平成11年度活動方針（案）及び重点目標（案） -----	9
	平成11年度事業計画（案） -----	10
第4号議案	平成11年度歳入歳出予算（案）について -----	11
	歳入の部 -----	11
	歳出の部 -----	12
	一般負担金（案） -----	13
第5号議案	役員改選について -----	14
	役 員（案） -----	14
参考資料	平成11年度主要施策に関する部局別要望事項 -----	15
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会会員名簿 -----	23
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会会則 -----	24

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 新会員紹介

5 議 事

(1) 第1号議案 平成10年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成10年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第3号議案 平成11年度活動方針(案)及び重点目標(案)、
事業計画(案)について

(4) 第4号議案 平成11年度歳入歳出予算(案)について

(5) 第5号議案 役員改選について

6 そ の 他

7 閉 会

第1号議案

平成10年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成10年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成10年 4月6日	平成9年度会計監査	庄原市役所
4月17日	理 事 会	広島県議会
6月8日	第32回通常総会	八丁堀ヤ行
7月1日 ～8月10日	平成10年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月19日	役 員 会	広島県議会
9月17日	理 事 会	広島県議会
9月17日	広島県立大学・中山間地域研究センター 設置に関する要望活動	広島県庁
10月5日 ～10月6日	平成11年度主要施策に関する要望活動	広島県庁
2月8日	役 員 会	広 島 市

平成10年度重点目標とその対応

1 中山間地域活性化施策の充実強化と財源確保

「中山間地域活性化対策基本方針」（平成9年2月策定）を受けて、平成9年度から中山間地域活性化のための具体的施策として、「集落・生活拠点整備モデル事業」が実施されることとなり、平成9年度の5地区に続き、平成10年度も「高田広域連携」「神石広域連携」を含む5地区の活性化計画の承認がなされた。

また、引き続き、「中山間地域活性化ソフト事業」が実施されるとともに、広域的振興施策の推進に向けた「広域的地域づくり重点支援事業」、地域資源を活用して都市との連携・交流を図る「ラーニングリゾート・ネットワーク形成事業」が創設され、活性化施策の充実強化が図られることとなっている。

2 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備

中国横断自動車道尾道松江線については、平成10年4月、甲山～吉舎間の20km、12月に口和～吉田掛合間の34kmについて施行命令が出され、全線が施行命令区間となり、また、甲奴インターチェンジについても、12月、整備計画に追加された。

県内延長84kmのうち、尾道～口和間については、平成10年度から、日本道路公団において地元説明、測量設計に着手されている。

引き続き、早期完成に向け関係機関に働きかけていく必要がある。

3 地域高規格道路の整備促進

内陸部における地域高規格道路については、計画路線として、広島中央フライトロード、江府三次道路に加え、平成10年6月、東広島高田道路が指定されたところであり、整備区間の指定を受けた2路線、2区間については着実な整備促進を図るとともに、整備区間の指定を受けていない路線、区間については、整備区間の指定等、早期事業化に向けて関係機関に働きかけていく必要がある。

4 備北ウェルネス計画（備北ウェルネスポリス開発構想）の推進、具体化

国、県及び関係市町村が実施する各種プロジェクトについては、備北ウェルネス計画の策定以来、順次、事業の推進が図られてきたところであるが、備北ウェルネスポリス開発構想の具体化については、大規模開発であるがゆえ、昨今の厳しい社会経済情勢の中で事業実施が厳しい状況にもある。

今後、平成10年12月に全線に施行命令が出た中国横断自動車道尾道松江線や地域高規格道路江府三次道路の整備進捗状況や経済環境などを踏まえ、計画の具体化を促す必要がある。

5 JR芸備線・可部線の高速化対策の推進

JR芸備線については、平成10年度から、広島県と広島市、三次市などの沿線市町村及びJR西日本とで研究会を設置し、輸送力向上に向け、具体的な整備手法が検討されており、平成11年度は整備の具体化に向けた詳細な検討を行うとともに、沿線の地域整備の在り方や利用促進策について検討されることとなっている。

JR可部線については、平成11年3月、JR西日本に対しダイヤ改善の要望が行われているところであるが、引き続き、全線の存続を含め、一層の高速化対策の推進を関係機関に働きかけていく必要がある。

6 ダイオキシン対策に係る国県の支援体制の早期確立

「一般廃棄物広域処理計画」（平成10年策定）に基づき、広域処理を具体化するため県内8ブロックそれぞれに協議会が設置されたところであり、各ブロックにおいて、一般廃棄物の広域輸送方法、処理方法、広域化への過渡期の対応、施設建設に係る役割分担などを内容とする「ブロック別実施計画」を策定することとなっている。

平成11年度までに全ブロックの計画策定が予定されており、この策定に対して引き続き、県からの財政支援や技術支援、総合調整が行われることとなっている。

また、国に対して、国庫補助範囲の拡大や広域化施設整備に伴い耐用年数前に廃止する現有施設の国庫補助金返還義務の免除及び起債償還における繰り上げ義務の免除、技術開発等についての要望が行なわれているところである。

7 介護保険法施行に伴う施設・人材等基盤整備の推進

特別養護老人ホーム等の施設整備については、「広島県老人保健計画」に基づき圏域ごとに整備目標を設定して整備が推進されており、整備目標は概ね達成できる見通しである。

特に、特別養護老人ホームについては、介護保険制度への円滑な移行を図る観点から、平成11年度は、介護基盤が脆弱な市町村について現行計画を上回る整備が予定されている。

訪問介護員（ホームヘルパー）の養成については、平成７年度に「ホームヘルパー確保５か年戦略」をスタートさせ、平成１１年度までの５か年で約４,７００名の訪問介護員（ホームヘルパー）を養成することとされており、概ね計画通りに達成が見込まれるところである。

なお、平成１２年度以降の介護サービス基盤の整備については、平成１０年度に実施した要介護者の実態調査を踏まえて、各市町村が見込むサービス需要量に基づき、今年度策定する「介護保険事業支援計画」で整備目標を定めることとされている。

８ 広島県立大学・中山間地域研究センターの創設

広島県立大学は、「地域に開かれた大学」という建学の理念を持ち、地域活性化に貢献していく必要があり、一方、中山間地域対策は総合的な施策として、大学や行政機関・試験研究機関等が連携をとりながら推進する必要がある、中山間地域研究センターについても、真に有効なものとするには、その機能や位置付けについて関係機関と十分な検討と調整が行われる必要があると認識されているところである。

現在、県ではこうした認識のもとで、県立３大学が県民ニーズに的確に対応していくため、３大学間や外部の研究機関・行政等との連携の在り方について、中長期的な「県立３大学連携ビジョン」が策定されているところであり、中山間地域研究センターについては、この連携ビジョンの中で中山間地域対策を総合的に推進する体制の整備という視点から検討が進められている。

引き続き、県とともに、多面的な検討を加えながら、具体化を促進していく必要がある。

９ 中山間地域における教育体制充実のための人材確保

今日の教育課題に的確に対応し、県民に信頼される公教育を確立するためには、適切かつ組織的、機動的な学校運営が行われる態勢を整備し、活力ある学校教育の推進を図ることが必要であり、長期的視野に立ち、広域交流を含めた計画的な教職員の人事配置を行うとともに、市町村教育委員会や校長への指導助言や連携を密にするなど、人事異動方針の徹底が図られているところである。

また、抜本的な方策として、今後、小・中学校における人事ローテーションの制度化の検討が必要と考えられており、同一校在職期間の適正化、人事交流の促進、新規採用職員の計画的配置にも努められているところである。

今後とも一層の徹底が図られ、活力ある学校教育の推進を目指す必要がある。

第2号議案

平成10年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予 算 現 額	収 入 済 額	収入未済額	備 考
1. 会 費			2,922,000	0	2,922,000	2,922,000	0	
	1. 会 費		2,922,000	0	2,922,000	2,922,000	0	
		1. 一般負担金	2,106,000	0	2,106,000	2,106,000	0	
		2. 特別負担金	816,000	0	816,000	816,000	0	
2. 補助金			171,000	0	171,000	171,000	0	
	1. 補助金		171,000	0	171,000	171,000	0	
		1. 県補助金	171,000	0	171,000	171,000	0	
3. 雑収入			1,000	0	1,000	583	0	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	583	0	
		1. 雑 収 入	1,000	0	1,000	583	0	
4. 繰越金			98,000	0	98,000	98,433	0	
	1. 繰越金		98,000	0	98,000	98,433	0	
		1. 繰 越 金	98,000	0	98,000	98,433	0	
歳 入 合 計			3,192,000	0	3,192,000	3,192,016	0	

歳出の部

(単位:)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1. 事務局費			1,120,000	0	0	1,120,000	1,109,234	10,766	
	1. 事務局費		1,120,000	0	0	1,120,000	1,109,234	10,766	
		1. 報酬	720,000	0	0	720,000	720,000	0	
		2. 賃金	100,000	0	0	100,000	99,181	819	
		3. 旅費	120,000	0	-9,300	110,700	106,500	4,200	1-1-6へ流用
		4. 需用費	70,000	0	16,260	86,260	86,260	0	1-1-5から流用
		5. 役務費	60,000	0	-16,260	43,740	37,993	5,747	1-1-4へ流用
		6. 諸費	50,000	0	9,300	59,300	59,300	0	1-1-3から流用
2. 会議費			343,000	0	0	343,000	322,308	20,692	
	1. 総会費		191,000	0	0	191,000	172,308	18,692	
		1. 需用費	150,000	0	0	150,000	134,120	15,880	
		2. 借上料	40,000	0	0	40,000	38,188	1,812	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		152,000	0	0	152,000	150,000	2,000	
		1. 需用費	150,000	0	0	150,000	150,000	0	
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事業費			1,720,000	0	0	1,720,000	1,502,607	217,393	
	1. 調査企画費		505,000	0	0	505,000	471,315	33,685	
		1. 賃金	350,000	0	0	350,000	347,641	2,359	
		2. 旅費	35,000	0	0	35,000	16,500	18,500	
		3. 需用費	70,000	0	0	70,000	69,904	96	
		4. 役務費	50,000	0	0	50,000	37,270	12,730	
	2. 促進対策費		1,215,000	0	0	1,215,000	1,031,292	183,708	
		1. 旅費	200,000	0	-16,110	183,890	95,350	88,540	3-2-2へ流用
		2. 需用費	120,000	0	16,110	136,110	136,110	0	3-2-1から流用
		3. 活動費	850,000	0	0	850,000	755,832	94,168	
		4. 諸費	45,000	0	0	45,000	44,000	1,000	
4. 予備費			9,000	0	0	9,000	0	9,000	
	1. 予備費		9,000	0	0	9,000	0	9,000	
		1. 予備費	9,000	0	0	9,000	0	9,000	
歳出合計			3,192,000	0	0	3,192,000	2,934,149	257,851	

歳入合計 3,192,016円

歳出合計 2,934,149円

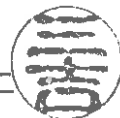
差引繰越額 257,867円

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成10年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成11年4月16日

監 事 布野村長 三 吉 献 二



監 事 高野町長 藤 原 公 昭



第3号議案

平成11年度活動方針（案）及び重点目標（案）、事業計画（案）について

平成11年度活動方針（案）及び重点目標（案）

1 活動方針（案）

2市35町村が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、会員相互の緊密なる連携の基に、積極的かつ着実な運動を展開してきた。

しかしながら、内陸地域は社会的・経済的諸条件に恵まれず、多くの市町村で過疎化が進行し、厳しい行財政運営を余儀なくされてきた。

また今日、少子・高齢化の進行、農畜産物の輸入自由化や製造業の海外移転などの影響による地域産業の衰退、交通・情報インフラなどの産業・生活基盤の整備の遅れ等々から、さらなる地域活力の低下が懸念されている。

県においても、内陸地域を中心とした中山間地域の再興を県勢活性化の最重要課題として位置づけられ、総合的・重点的な施策の展開が着実に推進されており、内陸地域の振興・発展に大きな期待が寄せられている。

広島県内陸部振興対策協議会は、次代に誇りと自信を持って継承することのできる地域社会の創造と内陸地域発展のため、地域諸課題の調査・研究に努め、次の重点目標を設定し、積極的な運動を展開する。

2 重点目標（案）

- 1 中山間地域活性化施策の充実強化と財源確保
- 2 新過疎法の制定と制度内容の充実強化、並びに新農業基本法に対応した中山間地域農業振興策の確立
- 3 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備
- 4 地域高規格道路の整備促進
- 5 備北ウェルネスポリス開発構想の見直しと具体化推進
- 6 JR芸備線及び可部線の高速化対策の推進
- 7 ダイオキシン対策に係る国県の支援体制の早期確立
- 8 介護保険法施行に伴う施設・人材等基盤整備の推進
- 9 広島県立大学・中山間地域研究センターの創設
- 10 公立小・中・高等学校の教育体制の充実

平成11年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
平成11年 4月16日	平成10年度会計監査	庄原市役所
5月19日	理 事 会	広島県議会
6月7日	第33回通常総会	八丁堀サリテ
6月～ 7月	平成12年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月中旬	理 事 会	広島県議会
10月	役員会及び要望活動	広島県議会
平成12年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

第4号議案

平成11年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 会 費			2,922	0	
	1. 会 費		2,922	0	
		1. 一般負担金	2,106	0	
		2. 特別負担金	816	0	
2. 補助金			136	-35	
	1. 補助金		136	-35	
		1. 県補助金	136	-35	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰越金			257	159	
	1. 繰越金		257	159	
		1. 繰 越 金	257	159	
歳 入 合 計			3,316	124	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 事務局費			1,200	80	
	1. 事務局費		1,200	80	
		1. 報 酬	720	0	
		2. 賃 金	140	40	
		3. 旅 費	120	0	
		4. 需用費	100	30	
		5. 役務費	60	0	
		6. 諸 費	60	10	
2. 会 議 費			343	0	
	1. 総 会 費		191	0	
		1. 需用費	150	0	
		2. 借上料	40	0	
		3. 諸 費	1	0	
	2. 役員会費		152	0	
		1. 需用費	150	0	
		2. 借上料	1	0	
3. 諸 費		1	0		
3. 事 業 費			1,760	40	
	1. 調査企画費		545	40	
		1. 賃 金	360	10	
		2. 旅 費	35	0	
		3. 需用費	100	30	
		4. 役務費	50	0	
	2. 促進対策費		1,215	0	
		1. 旅 費	200	0	
		2. 需用費	120	0	
		3. 活動費	850	0	
		4. 諸 費	45	0	
4. 予 備 費			13	4	
	1. 予 備 費		13	4	
		1. 予備費	13	4	
歳 出 合 計			3,316	124	

平成11年度一般負担金（案）

No.	市 町 村 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計 (円)
1	三 次 市	39,844	23,000	219,500	242,500
2	庄 原 市	22,377	23,000	123,500	146,500
3	加 計 町	5,398	23,000	30,000	53,000
4	筒 賀 村	1,404	23,000	8,000	31,000
5	戸 河 内 町	3,457	23,000	19,500	42,500
6	芸 北 町	3,122	23,000	17,500	40,500
7	大 朝 町	3,886	23,000	21,500	44,500
8	千 代 田 町	10,659	23,000	59,000	82,000
9	豊 平 町	4,791	23,000	26,500	49,500
10	吉 田 町	11,724	23,000	64,500	87,500
11	八 千 代 町	4,614	23,000	25,500	48,500
12	美 土 里 町	3,660	23,000	20,500	43,500
13	高 宮 町	4,668	23,000	26,000	49,000
14	甲 田 町	6,041	23,000	33,500	56,500
15	向 原 町	5,112	23,000	28,500	51,500
16	久 井 町	5,819	23,000	32,500	55,500
17	甲 山 町	7,294	23,000	40,500	63,500
18	世 羅 町	9,099	23,000	50,500	73,500
19	世 羅 西 町	4,343	23,000	24,000	47,000
20	油 木 町	3,434	23,000	19,000	42,000
21	神 石 町	3,113	23,000	17,500	40,500
22	豊 松 村	1,959	23,000	11,000	34,000
23	(神)三 和 町	4,712	23,000	26,000	49,000
24	上 下 町	6,667	23,000	37,000	60,000
25	総 領 町	1,928	23,000	11,000	34,000
26	甲 奴 町	3,403	23,000	19,000	42,000
27	君 田 村	2,063	23,000	11,500	34,500
28	布 野 村	2,063	23,000	11,500	34,500
29	作 木 村	2,067	23,000	11,500	34,500
30	吉 舎 町	5,360	23,000	29,500	52,500
31	三 良 坂 町	4,144	23,000	23,000	46,000
32	(双)三 和 町	3,967	23,000	22,000	45,000
33	西 城 町	5,443	23,000	30,000	53,000
34	東 城 町	11,141	23,000	61,500	84,500
35	口 和 町	2,819	23,000	16,000	39,000
36	高 野 町	2,585	23,000	14,500	37,500
37	比 和 町	2,246	23,000	12,500	35,500
合	計	226,426	851,000	1,255,000	2,106,000

算出基礎： 平等割：23,000円
人口割：人口数に5円50銭を乗じて得た額を500円
単位で切り上げた額。
人口数値： 平成7年国勢調査による。

第5号議案 役員改選について

役 員 (案)

役 職 名	職 氏 名	役 職 名	職 氏 名
会 長		—	—
副 会 長		副 会 長	
副 会 長		副 会 長	
幹 事 長		—	—
副 幹 事 長		—	—

理 事

(県議会議員)

三 次 市	吉 岡 広小路	庄 原 市	道 上 侑
山 県 郡	宮 本 新 八	高 田 郡	児 玉 浩
世 羅 郡	小 島 敏 文	神石甲奴郡	藤 井 正 巳
双 三 郡	富野井 利 明	比 婆 郡	木 山 耕 三

(市部選出)

三 次 市 長	福 岡 義 登	三 次 市 議 長	花 本 忠 男
庄 原 市 長	八 谷 泰 央	庄 原 市 議 長	滝 口 季 彦

(山県郡選出)

筒 賀 村 長	小 田 美 嗣	芸 北 町 長	増 田 邦 夫
千 代 田 町 長	辰 崎 春 男	豊 平 町 長	前 田 達 郎
加 計 町 議 長	中 本 正 廣	戸 河 内 町 議 長	佐々木 信 幸
大 朝 町 議 長	伊 藤 博 夫		

(高田郡選出)

吉 田 町 長	浜 田 一 義	甲 田 町 長	今 井 正
向 原 町 長	望 月 星 稀	八 千 代 町 議 長	松 浦 利 貞
美 土 里 町 議 長	佐 藤 仁 志	高 宮 町 議 長	増 田 静 樹

(御調郡久井町選出)

久 井 町 長	門 田 隆 博		
---------	---------	--	--

(世羅郡選出)

世 羅 町 長	松 山 理 人	世 羅 西 町 長	上 本 仁 志
甲 山 町 議 長	水 間 茂		

(神石郡選出)

神 石 町 長	村 上 憲 郎	三 和 町 長	丸 山 英 三
油 木 町 議 長	田 辺 武	豊 松 村 議 長	橋 本 正

(甲奴郡選出)

上 下 町 長	梶 田 昌 宏	甲 奴 町 長	森 岡 隆 寿
総 領 町 議 長	山 地 康 生		

(双三郡選出)

君 田 村 長	藤 原 清 隆	作 木 村 長	増 田 和 俊
布 野 村 議 長	竹 添 嘉 昭	三 良 坂 町 議 長	久 門 博 之
三 和 町 議 長	竹 川 義 則		

(比婆郡選出)

西 城 町 長	田 盛 敬 三	東 城 町 長	遠 藤 晏 史
口 和 町 議 長	有 田 好 隆	比 和 町 議 長	田 中 昭 人

監 事

吉 舍 町 長	元 廣 和 享	高 野 町 長	藤 原 公 昭
---------	---------	---------	---------

平成11年度主要施策に関する部局別要望事項

総務部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 米軍低空飛行の即時停止について	同左 (新規)	※内陸部地域住民の暮らしの安心・安全を守るため、米軍低空飛行の即時停止を関係機関に働きかけて頂くよう要望します。

地域振興部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 内陸部の振興対策について	(1) 中小都市整備事業にかかる支援施策の確立	※地方中小都市圏活性化支援調査に基づく地方中小都市に対する国の具体的支援策の早期提示を働きかけて頂くとともに、平成9年に策定された広島県中山間地域活性化対策基本方針に基づく県独自の中小都市整備にかかる具体的施策の確立について要望します。
	(2) 中山間地域対策事業の継続・強化	※広島県中山間地域活性化対策基本方針に基づく集落整備事業をはじめとする中山間地域活性化対策の継続・強化を要望します。
	(3) 備北ウェルネス計画（備北ウェルネスポリス開発構想）の具体化・推進	※中国横断自動車道尾道松江線、地域高規格道路江府三次道路の具体化が進んでおり、これら道路体系を活かし、県を主体とした構想の具体化（見直しを含む）を要望します。
	(4) 総合的な若者定住対策の推進	※定住対策に関する個別政策を再構築し、相互に補完する総合的な若者定住支援制度の創設を要望します。 ●計画づくり ●住宅整備 ●資金融資・利子補給 ●雇用促進 ●関連ハード対策 ●関連ソフト対策
	(5) 若者定住等促進緊急プロジェクトの11年度以降の継続	
	(6) 交流促進対策事業（学校空き教室の有効利用）にかかる助成制度の創設 (新規)	

2. 内陸部市町村の財源確保対策について	(1) 過疎地域活性化特別措置法の継続と過疎債の大幅確保、適債事業の拡大 (新規)	※平成11年度をもって期限切れとなる過疎地域活性化特別措置法の継続、または新規立法について国に強力に働きかけて頂くとともに、関係市町村にとって重要な財源である過疎債の大幅確保、適債事業の拡大を要望します。
	(2) 市町村道改良事業における起債許可基準の緩和	※有効幅員等一定の要件があるが、内陸部では地形的に困難な地域もあるので、緩和措置を要望します。
	(3) 上水道整備に対する辺地債・過疎債の充当率の引き上げ	※簡易水道施設の場合、充当率が25%であり、点在集落等の悪条件に加え、更に財政負担が増大するので辺地債・過疎債の充当率の引き上げなど財政支援の充実強化を要望します。
	(4) 内陸部における公共下水道事業にかかる交付税措置の充実	※特定環境保全公共下水道整備事業では単独事業の比率が高く、財政負担も大きいので交付税措置の充実を要望します。
3. 内陸部の交通確保対策について	(1) JR芸備線の高速化	※中山間地域対策の重点事業の一つとして高速化に向けた強力な取り組みを要望します。
	(2) JR可部線の存続 (新規)	※中山間地域対策の重点事業の一つとして存続、高速化に向けた強力な取り組みを要望します。
	(3) 内陸部におけるバス路線確保対策の強化（廃止路線代替バス維持費補助金）	※①補助率の引き上げ（1/2 → 2/3） ②交付税算入額の明確化 ③広域路線への財政支援制度の創設

県民生活部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 内陸部の振興対策について	広島県立大学・中山間地域研究センターの設置	※島根県立中山間地域研究センターと連携し、全国に先駆けた中山間地域問題にかかる政策提言を可能とするセンターを広島県立大学に設置頂くよう要望します。
2. 生活環境の整備について	(1) 消防施設整備費補助事業における補助基本額の引き下げ	※財政状況の厳しい中での施設整備を推進するため、補助基本額の引き下げを要望します。
	(2) ダイオキシンの対策の確立 (新規)	※ダイオキシン対策とごみ処理施設の設置に関する県計画を策定し、これを基本とした関係市町村協議会の設置と国・県の補助制度の確立について要望します。

	(3) 小型合併処理浄化槽整備事業補助金にかかる基準額引き上げ	※小型合併浄化槽普及推進のため、事業予算の大幅確保と実勢事業費に見合う基準額への引き上げを要望します。
--	---------------------------------	---

福祉保健部

要望事項	要望内容	要望説明
1. 介護保険導入に向けた体制の整備について	介護保険導入に向けた市町村財政基盤の安定化対策の確立 (新規)	※介護保険導入に向け、財政基盤の脆弱な内陸部市町村への財政基盤の安定化対策、介護サービス実施に向けた施設基盤整備への支援対策の確立を要望します。
2. 医療体制の整備について	(1) 県立神石三和病院の医師の確保と診療科目の整備 (新規)	※医師については、定数に対する欠員が生じており、本来有する機能が十分発揮されていない状況であり、早急に医師を確保して頂くよう要望します。 また、眼科、整形外科は診療援助、小児科については郡内にない状況であり診療科目の整備充実についても要望します。
	(2) 自治医科大学卒業医師の派遣 (新規)	※西城町立病院は3名の医師不足を来しており、医師確保対策の一環として自治医科大学卒業医師の派遣について要望します。
	(3) 第3セクター方式病院に対する財政支援	※市町村が出資する第3セクター方式病院では、関係自治体の負担が大きく財政を圧迫している。国の財政支援が講じられるよう要望します。
3. 生活環境の整備について	上水道整備の推進	※①中山間地域における上水道整備に対する補助率の引き上げを要望します。 ②中山間地域水道施設整備緊急対策事業の補助対象事業の見直しを要望します。 ③簡易水道未普及解消緊急対策事業補助金の引き上げを要望します。 ④小規模給水施設整備事業の創設を要望します。 ⑤水源確保のための補助事業の創設など県の総合的支援を要望します。

商工労働部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 企業立地の促進について	同左	※内陸部の活性化と就業の場の確保を図るため、関係の工業団地、流通団地へ企業立地が促進されるよう要望します。
2. 中小企業への緊急支援策の早期実施について	同左 (新規)	※長期不況に喘ぐ中小企業対策として現行緊急融資制度の償還猶予制度を設けるなど、緊急措置の早期具体化、実施を要望します。

農林水産部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 中山間地域農業の振興について	(1) 中山間地域における総合的な農村・農業施策の確立と事業の拡充	※中山間地域対策として農業生産は勿論、交流、国土保全など多面的観点からの総合的な農村・農業振興施策の創設を要望します。
	(2) 北部高冷地神石高原の農業振興にかかる特別支援事業の確立 (新規)	※農業改良普及センターの地域に密着した活動の強化、地域特性に配慮した農業振興支援制度の創設などを要望します。
	(3) 市町村農業公社に対する運営補助制度の創設	
	(4) 小規模農業振興事業の県単独事業の創設 (新規)	※高齢化する中山間地域農業の実態に即した多品目生産に対応する小規模農業振興事業（県単独事業）の創設を要望します。
2. 農業基盤整備の推進について	(1) 備北西部広域営農団地農道の整備促進	
	(2) 団体営ほ場整備事業の継続と補助率の引き上げ	
	(3) 中山間地域総合整備事業（広域連携型）の予算確保	※世羅郡3町共同で取り組む中山間地域総合整備事業について、予算の大幅確保と関連するふれあい支援農道（明神地区）の採択を要望します。
	(4) 小規模農業基盤整備事業の補助率引き上げ	※老朽溜池補強事業の補助率の引き上げを要望します。
	(5) 灌漑用水確保対策の拡充 (新規)	※農業用溜池の新設・維持管理に対する補助事業の創設を要望します。

3. 農村の生活環境整備について	農業集落排水事業の推進	※当面、平成12年度の整備率目標20%を達成するため、予算枠の大幅確保、採択基準の緩和を要望します。
4. 県民公園の早期実現について	同左	※国営広島中部台地農地開発事業に伴う開発残地対策として、都市と農村の交流を促進する県民公園の早期実現を要望します。
5. 中央中国山地森林文化圏構想の推進について	同左	
6. 林業振興施策の拡充強化について	(1) 流域総合間伐対策事業の推進 (新規)	※事業予算の大幅確保を要望します。
	(2) 水土保全森林緊急間伐対策事業の推進 (新規)	※事業予算の大幅確保を要望します。
	(3) 松くい虫対策の推進	※松くい虫対策としての樹種転換事業に対する財政支援を要望します。
7. 林業基盤整備について	(1) 大規模林業圏開発林道「比和新庄線」の整備促進	※比和新庄線の未着工区間の早期着工と全線早期完成を要望します。
	(2) 民有林林道「下津小世羅線」の早期完成	※早期完成に向け、予算の大幅確保について要望します。
	(3) 大規模林道「大野・鹿野線」の早期完成	※早期完成に向け、予算の大幅確保について要望します。
8. 国定公園・県立公園の整備について	(1) 比婆道後帝釈国定公園整備計画の策定	※総合的な整備計画を策定され、年次計画的整備を推進されるよう要望します。
	(2) 神之瀬峡県立自然公園の早期整備 (新規)	※温泉施設開発の波及効果による観光入込客が増大しており、総合的な整備計画の策定と早期整備を要望します。

土木建築部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 国土幹線開発自動車道の整備促進について	中国横断自動車道尾道松江線の整備促進と地方支援事業に対する財政支援（一部無償）	※本路線の早期全線開通と本事業にかかる地方支援事業に対する県の財政的支援を要望します。
2. 地域高規格道路の整備促進について	(1) 江府三次道路の整備促進	※県内全区間の整備区間指定と早期全線開通を要望します。
	(2) 東広島高田道路の整備促進	※早期の調査区間への格上げと事業着手を要望します。
3. 道路網の整備促進について	(1) 一般国道の整備促進	※①54号可部バイパス及び上根バイパス以北の改良促進 ②182号の改良促進（油木バイパス・安田地区交通安全施設・登坂車線整備・凍結防止策） ③186号改良促進（スクールゾーンを中心にした歩道整備） ④191号改良促進（土居地区・上殿バイパス・スクールゾーンを中心にした歩道整備） ⑤261号改良促進（明神峠融雪対策） ⑥375号改良促進（香淀～三次間改良促進・歩道の整備促進）
	(2) 主要地方道及び一般県道の整備促進	※内陸部市町村の圏域内外の連携や多様な交流を促進する重要な基盤であり、関係路線の一層の整備促進を要望します。
	(3) 広島江津間広域開発道路の整備	※関係路線の国道昇格と道路整備の促進を要望します。
4. 市町村道の改良促進について	地方道改修費補助事業における採択基準の緩和と事業予算の大幅確保	※内陸部では、道路構造令で示される採択要件を満たすことが困難な地区もあり特例緩和措置を要望します。 また、同補助金枠の大幅確保と単独県費事業の内陸部への重点配分を要望します。
5. その他の道路整備について	(1) 地域高規格道路へのネットワーク道路網の整備促進	
	(2) 広島空港と神石郡を結ぶアクセス道路の整備	※広島中央フライト道路と一般国道182号を結ぶ空港アクセス道路の具体化と早期整備を要望します。
	(3) 山陰・中山間地域・広島空港を結ぶ高規格道路網の早期整備	

6. 河川事業の推進について	同左	※①一級河川江の川（新庄工区・柳原工区）の早期改修。 ②一級河川沖江川の早期改修。 ③一級河川油川の早期改修。
7. 水資源の確保について	小規模生活ダムの建設促進	※小規模生活ダム（仮称久井ダム）の早期採択、早期完成を要望します。
8. ダム水没地域の周辺整備等について（灰塚ダム関連）	(1) 灰塚ダム建設に係る周辺整備・地域整備事業の推進	※国と県が相互に協力され、周辺整備や地域整備の各事業を強力に推進されるよう要望します。
	(2) 芸術活動に対する支援	※水没地域を有する関係3町では、ダム建設エリア全体を一つの芸術作品ととらえて、現代アート（アースワーク）による地域活動を展開しています。 この活動に対する財政的支援を含め、側面的支援として、当該地域での公共事業について、アースワーク的視点を取り入れたデザイン・構造等の導入を要望します。

土木建築部・都市局

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 公共下水道事業の推進について	(1) 国庫補助予算枠の大幅確保	
	(2) 過疎地域における県費補助制度の確立、充実強化	※補助対象事業の拡大、補助率の引き上げなどの支援策の充実強化を要望します。
	(3) 下水道汚泥広域処理場の建設促進と財政支援	
	(4) 特定環境保全公共下水道事業の促進と県代行制度堅持、補助率引き上げ（新規）	
2. 内陸部の住宅確保対策について	公営住宅建設にかかる優遇制度の確立	※過疎地域における若者定住をはじめとする定住対策としての公営住宅建設事業にかかる補助率の引き上げなどの優遇措置を要望します。

教育委員会

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 障害児学級編成許可基準の緩和と介助員配置に対する補助制度の創設について	同左	※障害を持つ児童が地域で生活し、地域で学ぶ「共生」の時代を迎えており、現行基準の緩和を働きかけていただくとともに、介助員配置に対する補助制度の創設を要望します。
2. 過疎地域の学校教育体制の充実について	同左 (新規)	※学校教職員の地域定住を可能とする対策の推進を要望します。
3. 過疎地域の高等学校教育の充実について	県立（双三）三和高校の各学年2学級の確保	
4. 学校空き教室の有効活用について	交流促進対策事業（学校空き教室の有効利用）にかかる助成制度の創設 (新規)	
5. 県民の湖（灰塚ダム）の整備について	同左	※生涯学習施設を核とした「県民の湖」（灰塚ダム）の総合整備を要望します。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

平成11年6月1日現在

県議会議員		市	郡	郡	吉宮	岡本	広新	小八	路八	庄高	原田	市郡	道児	上玉	侑浩	
	三山	次	市		小	島	敏	文	明	神	甲	奴	藤	井	正	已
	世	羅	郡		富	井	利			比	婆	郡	木	山	耕	三
	双	三	郡		野											
市町村長・議長		市	長	長	福	岡	義	登		同	議	長	花	本	忠	男
山県郡	三	次	市	長	八	谷	泰	央		同	議	長	滝	口	季	彦
	庄	原	町	長	佐	木	清	蔵		同	議	長	中	本	正	廣
高田郡	加	計	村	長	小	上	美	嗣		同	議	長	河	野	徹	幸
	簡	賀	町	長	野	田	昭	典		同	議	長	佐	木	信	祠
御調郡	戸	河	町	長	増	田	邦	夫		同	議	長	松	本	建	夫
	芸	北	町	長	梅	崎	雅	文		同	議	長	伊	藤	博	茂
神石郡	大	朝	町	長	辰	田	春	男		同	議	長	栩	木	茂	信
	千	代	町	長	前	田	達	郎		同	議	長	加	藤	正	典
甲奴郡	豊	平	町	長	浜	岡	一	義		同	議	長	隅	原	孝	貞
	吉	田	町	長	竹	田	正	秀		同	議	長	松	浦	利	志
双三郡	八	千	町	長	織	岡	更	夫		同	議	長	佐	藤	仁	樹
	美	土	町	長	児	玉	太	郎		同	議	長	増	田	静	郎
比婆郡	高	宮	町	長	今	井	正	稀		同	議	長	住	吉	二	男
	甲	田	町	長	望	月	星	博		同	議	長	崎	岡	典	登
比婆郡	向	原	町	長	門	田	隆	男		同	議	長	西	間	久	茂
	久	井	町	長	稻	住	三	人		同	議	長	水	岡	盛	治
比婆郡	甲	山	町	長	松	山	理	志		同	議	長	沖	原	明	衛
	世	羅	町	長	上	本	仁	良		同	議	長	松	田	武	壯
比婆郡	油	木	町	長	延	岡	雅	郎		同	議	長	田	宮	元	正
	神	石	町	長	村	上	憲	齊		同	議	長	宮	橋	正	司
比婆郡	豊	松	町	長	岡	崎	英	三		同	議	長	槌	山	敬	三
	三	和	町	長	丸	山	昌	宏		同	議	長	山	本	周	生
比婆郡	上	下	町	長	梶	田	譯	三		同	議	長	山	地	康	敏
	総	領	町	長	杉	谷	隆	寿		同	議	長	田	村	武	登
比婆郡	甲	奴	町	長	森	岡	清	隆		同	議	長	朝	日	一	昭
	君	村	村	長	藤	原	孝	司		同	議	長	竹	添	嘉	則
比婆郡	布	村	村	長	梶	川	和	俊		同	議	長	管	永	三	之
	作	木	村	長	増	田	龍	享		同	議	長	福	門	包	昭
比婆郡	吉	舍	町	長	元	廣	和	夫		同	議	長	久	井	博	隆
	三	坂	町	長	湯	免	敬	三		同	議	長	竹	原	義	進
比婆郡	三	和	町	長	神	重	晏	史		同	議	長	堀	田	秀	人
	西	城	町	長	田	盛	公	昭		同	議	長	田	長	由	昭
比婆郡	東	和	町	長	遠	藤	強	幸		同	議	長	有	中	好	
	口	野	町	長	盛	谷	公			同	議	長	松	昭		
比婆郡	高	和	町	長	富	原	豊			同	議	長	田			
	比	和	町	長						同	議	長				

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部市町村長

広島県内陸部市町村議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1	会 長	1 名
2	副 会 長	4 名
3	幹 事 長	1 名
4	副 幹 事 長	1 名
5	理 事	若干名
6	監 事	2 名

第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

2 第5条で定める副会長4名のうち、1名は事務局所在市町村の首長をあてる。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。

附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。